

介護サービス関係 Q&A集(大牟田市)

| 連番 | サービス種別 | 項目 | 質問 | 回答 | 参考資料 | |
|----|--|-----------------|--|--|---|----------|
| | | | | | 文書名 | 問番号 |
| 1 | 73小規模多機能型居宅介護 77看護小規模多機能型居宅介護 | 認知症加算 | 「認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置」とあるが、認知症介護実践リーダー研修等の等は具体的に何を指すのか。 市が独自で行っている「大牟田市認知症コーディネーター養成研修」は該当しないのか。 | 認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修、「痴保介護研修事業の実施について」(平成12年9月5日老発第623号)及び「痴保介護研修事業の円滑な運営について」(平成12年10月25日老計第43号)において規定する専門課程を指します。 また、「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)」の問22において、「本加算(認知症加算)制度の対象となる認知症介護実践リーダー研修については、自治体の実施又は指定する研修としており、研修カリキュラム、講師等を審査し、適当と判断された場合には認められる」となっています。 本市が実施しています「大牟田市認知症コーディネーター養成研修」の目的及び研修カリキュラムを審査した結果、認知症介護実践リーダー研修に相当すると判断いたしましたので、「大牟田市認知症コーディネーター養成研修」を修了している者の配置は本加算の取得要件に該当します。 その他の研修については市で協議が必要になりますので、研修の概要が分かるものを持参のうえ事前に相談してください。 | 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1) | 21,22,23 |
| 2 | 32認知症対応型共同生活介護 36地域密着型特定施設入居者生活介護 54地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 76定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 認知症専門ケア加算 | 「認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置」とあるが、認知症介護に係る専門的な研修とは、市が独自で行っている「大牟田市認知症コーディネーター養成研修」は該当しないのか。 | 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)」の問22において、「本加算(認知症加算)制度の対象となる認知症介護実践リーダー研修については、自治体の実施又は指定する研修としており、研修カリキュラム、講師等を審査し、適当と判断された場合には認められる」となっています。 本市が実施しています「大牟田市認知症コーディネーター養成研修」の目的及び研修カリキュラムを審査した結果、認知症介護実践リーダー研修に相当すると判断いたしましたので、「大牟田市認知症コーディネーター養成研修」を修了している者の配置は本加算の取得要件に該当します。 その他の研修については市で協議が必要になりますので、研修の概要が分かるものを持参のうえ事前に相談してください。 | 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1) | 22 |
| 3 | 78地域密着型通所介護 | 認知症加算 | 「認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修、認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を1名以上配置」とあるが、認知症介護に係る専門的な研修とは、市が独自で行っている「大牟田市認知症コーディネーター養成研修」は該当しないのか。 | 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)」の問22において、「本加算(認知症加算)制度の対象となる認知症介護実践リーダー研修については、自治体の実施又は指定する研修としており、研修カリキュラム、講師等を審査し、適当と判断された場合には認められる」となっています。 本市が実施しています「大牟田市認知症コーディネーター養成研修」の目的及び研修カリキュラムを審査した結果、認知症介護実践リーダー研修に相当すると判断いたしましたので、「大牟田市認知症コーディネーター養成研修」を修了している者の配置は本加算の取得要件に該当します。 その他の研修については市で協議が必要になりますので、研修の概要が分かるものを持参のうえ事前に相談してください。 | 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1) | 22 |
| 4 | 32認知症対応型共同生活介護 54地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) | 「認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置」となっている。この場合、大牟田市認知症コーディネーター養成研修修了者であり、かつ認知症チームケア推進研修を修了している者がいると加算の要件として認められるか。 | 「認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について(令和6年3月18日厚生労働省)」より、加算(Ⅱ)の要件にある「認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者」とは、「認知症介護実践リーダー研修」を修了し、かつ、認知症チームケア推進研修を修了した者を指します。 本市が実施しています「大牟田市認知症コーディネーター養成研修」の目的及び研修カリキュラムを審査した結果、認知症介護実践リーダー研修に相当すると判断いたしましたので、「大牟田市認知症コーディネーター養成研修」を修了し、かつ、認知症チームケア推進研修を修了した者は本加算(Ⅱ)の取得要件に該当します。 | 認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について(令和6年3月18日厚生労働省) | 第3 |

| 連番 | サービス種別 | 項目 | 質問 | 回答 | 参考資料 | |
|----|--|-----------------|--|--|---|----------|
| | | | | | 文書名 | 問番号 |
| 5 | 32認知症対応型共同生活介護 54地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 認知症チームケア推進加算(I) | 「認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応(以下「予防等」)に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了している者を1名以上配置」となっている。この場合、大牟田市認知症コーディネーター養成研修修了者であり、かつ認知症チームケア推進研修を修了している者がいると加算の要件として認められるか。 | 「認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について(令和6年3月18日厚生労働省)」より、加算(I)の要件にある「認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応(以下「予防等」)に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了している者」とは、「認知症介護指導者養成研修」を修了し、かつ、認知症チームケア推進研修を修了した者を指します。 本市が実施しています「大牟田市認知症コーディネーター養成研修」の目的及び研修カリキュラムを審査した結果、認知症介護指導者養成研修には相当しないと判断いたしましたので本加算(I)の取得要件には該当しません。 | 認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について(令和6年3月18日厚生労働省) | 第3 |
| 6 | 32認知症対応型共同生活介護 54地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 認知症チームケア推進加算 | 認知症介護実践リーダー研修を修了していなくても認知症チームケア推進研修は受講できるか。 | 認知症チームケア推進研修は「認知症介護指導者養成研修」を修了した者、または「認知症介護実践リーダー研修」を修了した者等を対象としているため、「認知症介護実践リーダー研修」の修了は必須ではありません。 | 認知症チームケア推進研修の実施について(周知)(令和6年6月21日厚生労働省) | (別添)募集要項 |